

国立大学法人富山大学及び国立大学法人筑波技術大学の 中期目標原案・中期計画案について

国立大学法人について、文部科学大臣が中期目標を定め、又は中期計画を認可する場合には、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている(国立大学法人法第30条第3項、第31条第3項)。

このたび、平成17年10月1日に設置された国立大学法人富山大学及び国立大学法人筑波技術大学から中期目標原案及び中期計画案の提出があったので、国立大学法人評価委員会の御意見をお伺いするものである。

1. 国立大学法人法の一部を改正する法律(平成17年法律第49号)について

(1) 改正内容 - 新法人の設立について - >

- ・ 国立大学法人富山大学、富山医科薬科大学及び高岡短期大学の3法人を統合し、国立大学法人富山大学を設置
- ・ 国立大学法人筑波技術短期大学(3年制)を4年制大学化し、国立大学法人筑波技術大学を設置

(2) 新法人の中期目標の期間等について

- ・ 新国立大学法人の最初の中期目標の期間については、新国立大学法人が成立する平成17年10月1日から、平成16年4月に成立した国立大学法人の中期目標期間の終了時点である平成22年3月31日までの4年6ヶ月間とする(国立大学法人法の一部を改正する法律附則第8条)。
- ・ 旧国立大学法人の中期目標期間の業務実績については、これを参考にした上で、新国立大学法人の業務実績評価を行うこととする(附則第9条)。

2. 新国立大学法人の中期目標・中期計画の素案の審議及び素案からの変更について

(1) 素案の審議について

平成17年10月1日の新法人成立前に、中期目標・中期計画の素案の提出があり、国立大学法人評価委員会総会(平成17年6月29日)、国立大学法人評価委員会業務及び財務等審議専門部会(平成17年8月4日)において御審議をいただき、案のとおり了承された。

(2) 素案からの変更について

素案の提出から今回の提出までの間に、各法人内でさらに内容を精査・検討した結果、以下の点について変更があった。

〔国立大学法人富山大学〕

記述の具体化 ・生涯学習を推進するために、公開講座、公開授業(オープンクラス)、リカレント講座などを充実させる。公開授業については、全学の講義科目の1/2を公開する。
・医療材料の物流化を平成18年度までに行い、戦略的企画部門などによる経営の効率化を図る。

字句の整理 ・各研究科において、アドミッション・ポリシーを明確に確立し、それに応じた選抜方法の改善を進め・・・

〔国立大学法人筑波技術大学〕

内容の補足 ・アドミッション・ポリシーを策定し、適切かつ広範な広報活動を実施し、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。

字句の整理 ・事務職員等の専門性の向上や優秀な技術系職員の確保・技術職員等の質の向上に務める。

※上記項目は他の項目との整合性を考慮して整理

・4年制化に伴い、学生寄宿舍の増築計画にあたっては、障害の特性に配慮した整備改善計画のもとに、学生寄宿舍の充実を増築計画を策定する。

・大学院設置—教育の成果に関する目標をより高いレベルで達成するために、大学院設置を視野に教育の充実を図る。

・大学院設置計画—より高い研究目標を達成するために、大学院教育のための教育研究組織の整備と再構築を含めた設置計画を策定する。

※上記2項目は教育研究組織の見直しに関する事項に同様の記載があることによる整理

3. 新国立大学法人における中期目標原案・中期計画案のポイントについて

<富山大学>

I 教育研究の質の向上に関する事項

- ① 専門教育との連携を図ることにより、自然科学、人文科学、社会科学及び東西文化に対する総合的理解を目指し、人間尊重の精神と科学的な思考力を培う教養教育を実施
- ② 医学、薬学、理学、工学を融合した生命科学の領域における研究者並びに高度専門職業人の育成とそのためのカリキュラム整備
- ③ 3キャンパス間で授業科目に応じた全学教員間の連携・協力を深め、授業実施体制の充実、双方向遠隔授業システムを活用した3キャンパス間および他大学との教育連携の充実
- ④ 人文、社会、自然科学研究の共同プロジェクト化、ネットワーク化を図り、先端的研究を推進
- ⑤ 日本海及び周辺自然・人文・社会系の総合的科学研究を推進
- ⑥ 医薬理工学融合領域の研究の創成
- ⑦ 人文社会及び理工分野とも協力し、伝統医薬学／相補・代替医療研究を推進
- ⑧ 地域連携推進機構において、3キャンパスが協力して地域貢献のための取り組みを総合的に進める体制を整備
- ⑨ 伝統医薬（和漢薬）の正しい理解と普及を図るための方策を検討し推進
- ⑩ 附属学校園の教育活動に学部学生をボランティアとして参加させることを推進

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- ① 「北陸地区国立大学連合」の事業を推進し、北陸地区国立大学の教育研究の活性化
- ② 医薬理工系総合大学院の設置を目指して教育研究体制の整備・再編

<筑波技術大学>

I 教育研究の質の向上に関する事項

- ① 幅広く深い教養及び総合的な判断力、生涯にわたって学習し、社会人として活躍しうる基本的素養を身に付けさせる
- ② 各専門分野の技術の高度化、専門化に柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用力を育成
- ③ 総合的な聴覚・視覚情報保障の研究開発及び普及のため、聴覚障害系と視覚障害系が一体的な取り組みのできる環境の整備を図り、障害者高等教育研究支援センターを全国共同利用型の研究施設に拡充し研究実施体制の充実
- ④ 開発した支援機器を用いて他大学等で学ぶ聴覚・視覚障害学生並びに学会等に参加・発表する聴覚・視覚障害者への支援を行い、両障害者の社会進出に貢献
- ⑤ 聴覚・視覚障害者支援に関する全国的な大学ネットワーク作りの拠点となり、支援の拡大・普及を図る
- ⑥ 平成18年度に、本学においてアジア太平洋地域聴覚障害問題会議（APCD2006）を開催するとともに、アジア地域の障害者高等教育機関との連携を強化し、支援活動を行う
- ⑦ 教育研究に係る診療の場として機能するとともに西洋医学と東洋医学を統合した研究と診療、施術し、地域医療に貢献

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- ① 障害者の教員採用に積極的に取り組むとともに外国人及び女性の教員採用についても促進に努める
- ② 大学院及び理療科教員養成課程に対応する教育研究組織の設置について検討を進める

国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）【抜粋】

（定義）

第二条

- 5 この法律において「中期目標」とは、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が達成すべき業務運営に関する目標であつて、第三十条第一項の規定により文部科学大臣が定めるものをいう。
- 6 この法律において「中期計画」とは、中期目標を達成するための計画であつて、第三十一条第一項の規定により国立大学法人等が作成するものをいう。

（中期目標）

- 第三十条 文部科学大臣は、六年間において国立大学法人等が達成すべき業務運営に関する目標を中期目標として定め、これを当該国立大学法人等に示すとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 教育研究の質の向上に関する事項
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 三 財務内容の改善に関する事項
 - 四 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
 - 3 文部科学大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、国立大学法人等の意見を聴き、当該意見に配慮するとともに、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）

- 第三十一条 国立大学法人等は、前条第一項の規定により中期目標を示されたときは、当該中期目標に基づき、文部科学省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画を中期計画として作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項
 - 3 文部科学大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 4 文部科学大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項各号に掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
 - 5 国立大学法人等は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

附 則 （平成一七年五月二五日法律第四九号）

（中期目標に関する特例）

第八条 新国立大学法人の最初の中期目標の期間については、国立大学法人法第三十条第一項中「六年間」とあるのは、「四年六月間」とする。

第九条 前条の中期目標に係る準用通則法第三十四条第一項に規定する評価については、新筑波技術大学法人にあっては旧筑波技術短期大学法人の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、新富山大学法人にあっては旧富山大学法人等の解散の日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を、それぞれ考慮して行うものとする。

国立大学法人法施行規則（平成十五年十二月十九日文部科学省令第五十七号）

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第六条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）は、法第三十一条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（国立大学法人等の最初の事業年度の属する中期計画については、国立大学法人等の成立後遅滞なく）、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 国立大学法人等は、法第三十一条第一項 後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（中期計画記載事項）

第七条 法第三十一条第二項第七号に規定する文部科学省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する計画
- 二 人事に関する計画
- 三 中期目標の期間を超える債務負担
- 四 積立金の使途
- 五 その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項